

## 新常滑市民病院基本構想策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 新常滑市民病院(以下「新病院」という。)の建設にあたり、新病院の地域医療を担う自治体病院としての機能、役割等の基本構想を策定するため、新常滑市民病院基本構想策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について策定する。

(1) 新病院の基本的な機能、役割等に関すること。

(2) その他新病院に関し必要なこと。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会の委員は、学識経験者、医療関係者、行政機関関係者、市民代表等のうちから市長が委嘱する。

3 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

4 委員長、副委員長は、委員の互選により定める。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から新常滑市民病院基本構想の策定が終了するまでとする。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じ、委員以外の出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等の提出を求めることができる。

5 委員会の会議は原則公開とする。

6 委員会は、会議の経過及び結果を公表するものとする。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、常滑市民病院事務局新病院建設室において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成23年6月9日から施行し、新常滑市民病院基本構想の策定されたときに、その効力を失う。